

混ぜればゴミ 分ければ資源

～建設工事現場での分別の取組を進め、混合廃棄物の発生を減らしましょう～

分別をするメリット

処分料金が安くなる！

混合廃棄物で委託するより、木くず・金属くず・廃プラスチック等に分別することで、処分料金は一般的に安くなります。

環境配慮企業をPRできる！

循環型社会の構築に向けた取組を積極的に進める企業であることをPRすることができます。

※最終処分量を減らすためには、現場での分別を徹底し、建設混合廃棄物の排出量を削減することが重要です。

分別をするためのポイント

ポイント1

分別容器は最適なサイズを！

廃棄物の種類毎の量や保管スペースを踏まえて、最適なサイズの分別容器を選択しましょう。



保管スペースが小さい工事では、移動が容易なキャスター付き小型容器が有効です。

ポイント2

分別表示をわかりやすく！

作業員が分別した廃棄物を入れ間違わないよう、分別容器に種類や材料名等をわかりやすく表示しましょう。実物の写真を使うことも有効です。

ポイント3

作業毎に片付ける！

作業内容によって、発生する廃棄物が変わります。一つの作業が終わるたびに、廃棄物を分別容器に入れて現場を片付けましょう。

※現場をきれいに保つことは、安全性の向上にもつながります。

分別ルールを決めて、作業員に周知しましょう！

※新築工事では、梱包材の簡素化や資材搬入量の低減（プレカット、資材発注量の適正化等）により、廃棄物発生量を抑制することができます。

産業廃棄物処分業者に確認する事項

- 委託する「廃棄物の種類」に関する許可を有していること
- 保有する分別容器の種類
(処分業者が最適な分別容器を保有していなければ、分別することができず、混合廃棄物として委託しなければならないケースも出てきます。)

分別の取組事例



分別容器（鉄製）



分別容器（プラスチック製）



分別容器（PP袋）



啓発看板（全体）



啓発看板（個別品目）



1 m³容器 運搬車両

【参考】建設リサイクル法に関する手続き

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、以下の工事の規模以上のものは、工事着手の7日前までに届出をし、特定建設資材廃棄物を分別して、リサイクル等を行うことが義務付けられています。

＜特定建設資材＞

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

＜工事の規模＞

1. 建築物の解体工事 ----- 床面積の合計が 80m² 以上
2. 建築物の新築・増築工事- 床面積の合計が 500m² 以上
3. リフォーム工事等 ----- 請負代金が 1 億円以上
4. 土木工事等 ----- 請負代金が 500 万円以上

大阪府の窓口

➤ 建設リサイクル法の届出に関すること

都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 06-6210-9722

※ 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市の区域は、各市が担当になります。

➤ 建設リサイクル推進に関すること

都市整備部事業調整室技術管理課 06-6944-6104

➤ 産業廃棄物の適正処理に関すること

環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 06-6210-9570

※ 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の区域は、各市が担当になります。